

－ 生活保護のしおり －

1. 生活保護とは

私たちは、生活しているうちに収入が減ったり、病気やケガなどにより働けなくなったり、働き手が亡くなったりして生活に困ることがあります。

生活保護は、このように生活に困っている方に対し、全ての国民の「人間らしく生きる権利」を保障した憲法第25条の理念に基づき、人間らしい最低限度の生活を保障するとともに、自分で自分の暮らしを支えるよう支援することを目的とした制度です。

2. 保護の内容

(1) 生活保護は原則として、世帯（暮らしを一緒にしている家族）を単位として、次の8種類の扶助を行います。

- ①生活扶助 ②住宅扶助 ③教育扶助 ④介護扶助 ⑤医療扶助 ⑥出産扶助
- ⑦生業扶助 ⑧葬祭扶助

(2) 一時的に必要な費用として、国の定める範囲内で次のようなものを支給することができます。（一時扶助）

- ①被服費 ②入学準備金 ③家具什器費 ④住宅維持費 ⑤配電設備費 ⑥水道等設備費
- ⑦通院交通費 ⑧求職活動交通費

(3) その他

①進学準備給付金：大学等に確実に入学することが見込まれることを要件として、大学等に進学する方に対して進学の際の新生活立ち上げの費用として給付金を支給します。給付金の支給には一定の要件がありますので、ケースワーカーに相談してください。

②就労自立給付金：安定した職業に就いたこと等により、保護を必要としなくなった方に対して、生活保護から自立直後の生活を支えるため、給付金を支給します。給付金の支給には一定の要件がありますので、ケースワーカーに相談してください。

3. 保護の決め方

世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入額を比較し、収入が下回る場合にその不足する額が保護費として支給される仕組みになっています。

◆最低生活費

世帯の暮らしの実態（年齢、人数、健康状態、住んでいる地域など）をもとに、国で決めた基準により計算された生活扶助をはじめ、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の8種類の扶助を合計した1か月分の生活費で、月によって変わる場合があります。

◆収入

働いて得た収入、年金や手当、資産を貸したり売ったりして得た収入、親や兄弟姉妹などからの仕送り援助など、世帯員全員の収入を合計したものです。

◎ 保護が受けられる場合
(収入が最低生活費に満たない場合)

最 低 生 活 費	
収 入	保 護 費

◎ 保護を受けられない場合
(収入が最低生活を上回る時)

最 低 生 活 費	
収	入

4. 保護費の支給

原則として、毎月決められた日（原則1日）に、1か月分の保護費が金銭で支給されますが、介護費や医療費については、福祉事務所が、直接介護機関や医療機関に支払います。

5. 保護を受けている人の権利

- ◆ 正当な理由がないのに、保護を止められたり、保護費が減らされたりすることはありません。
- ◆ 福祉事務所から受けた金品と、それを受ける権利は差し押さえられることはありません。
- ◆ 保護の決定内容に疑問があるとき・・・
 - 福祉事務所の決定について疑問がある場合は、直接福祉事務所に説明を求めてください。
 - 福祉事務所の決定に不服がある場合は、秋田県知事あてに審査を求めることができます。秋田県知事の採決にも不服がある場合は、厚生労働大臣あてに再審査を求めることができます。

6. 守っていただくこと

- ◆ 働くことができる人は、仕事を見つけて働き、病気やケガの人は療養に努め、保護費は生活のために計画的かつ節約に努めて使うなど、生活の維持、向上のため必要な努力をしてください。
- ◆ 給料・年金等の金額変更のほか、臨時収入があったなど世帯の収入が変わった場合や、入退院、転入・転出など世帯の状況が変わった時は、福祉事務所に連絡し、必要な申告をしてください。（収入に関し、福祉事務所では、年に一度課税調査等を実施し状況を確認します。）※高校生などのアルバイト収入についても、申告しなければなりません。子どもさんにも理解いただく必要がありますので、世帯内で十分に周知してください。
- ◆ 交通事故に遭ったり、ケンカに巻き込まれるなど、第三者の行為によってケガをしたときは、福祉事務所に連絡してください。

7. 病院等にかかる場合の手続き

- ◆ 病院にかかる前に、福祉事務所または各市民センターで診療依頼書の交付を受けてから受診してください。続けて同じ病院にかかる場合は、最初の1回だけで結構です。別の病院にかかる場合や、1か月以上通院しなかった場合は、改めて診療依頼書の交付を受けてください。なお、診療依頼書の交付を受けるときは印鑑が必要ですので持参してください。
- ◆ 休日や夜間などで診療依頼書の交付を受けずに病院にかかるときは、「緊急時医療依頼証」を提示して受診し、後で速やかに福祉事務所に連絡してください。
- ◆ 社会保険に入っている人は、保険証と診療依頼書の両方を病院の窓口に出してください。
- ◆ 国民健康保険証、福祉医療受給者証をお持ちの方は、両方とも使用できませんので国保市民課・各市民センター・出張所に返してください。

8. 資産について

保護を受けているあいだは、保有が認められる資産に限度があります。個別にケースワーカーに相談してください。

9. 保護の停止と廃止

- ◆収入が最低生活費を上回る場合は、生活保護を受けなくても生活ができることになりますので、その期間に応じて、停止または廃止となります。
- ◆収入を申告しなかったり、指導・指示に従わない場合などは、停止または廃止になることがあります。

10. 保護費を返していただくことがあります。

- ◆差し迫った事情などのため、資力がありながら保護を受けた場合は、その受けた保護費の範囲内で福祉事務所が定めた金額を返還していただくこともあります。
- ◆収入があるのに届出しなかったり、うその届出をした場合など、不正な手段により保護を受けた場合には、その間に受けた保護費の全部又は一部が徴収されます。

11. 活用できる制度

生活保護を受けているあいだは、次のような制度が活用できますので、手続きしてください。なお、不明な点はケースワーカーに相談してください。

- 住民税、固定資産税の免除
- 国民年金保険料の免除
- NHK放送受信料の免除
- 墓地管理手数料の免除 など

- ◆生活保護受給中は、市役所窓口で交付を受ける諸証明の手数料について減免を受けることができます。

証明を申請するときは、窓口担当者に「緊急時医療依頼証」などの生活保護受給中であることがわかる書類を提示し、生活保護受給中であることを申し出てください。

- ◆生活福祉資金や奨学金などを返済している場合、必要経費として収入から控除できる場合がありますので、ケースワーカーに相談してください。

12. 家庭訪問をします

今後、ケースワーカーがあなたのお宅を定期的に訪問して、あなたの世帯がかかえている問題などについて、どうすれば解決できるのか一緒に考えますので、なんでもお気軽にご相談ください。

生活保護についての相談、連絡は次の【相談・連絡先】をお願いします。

13. ご注意ください

暴力団員は、生活保護を受けることができません。（急迫した状態にある場合等は除く。）

相談・連絡先

仙北市福祉事務所（市民福祉部社会福祉課保護係）担当：

〒014-0392 仙北市角館町中菅沢81-8（仙北市役所角館庁舎1階）

TEL 0187-43-2284 FAX 0187-54-1117

e-mail shakaifukushi@city.semboku.akita.jp